

誓約書

令和〇〇年 8月10日

中津川市長 あて

住 所 中津川市かやの木町2-1

氏 名 中津川●●協議会 ㊟

(団体名・代表者名) 会長 中津 太郎

中津川市景観づくり支援補助金の申請に当たり、中津川市景観づくり支援補助金交付要綱第3条第2項各号に該当しないこと及び今後も該当することがないことを誓約します。

誓約に反することが明らかになった場合には、申請を却下されても異存ありません。また、本誓約の内容を確認するため、中津川市が他の官公署に照会する場合がありますことについて承諾します。

中津川市景観づくり支援補助金交付要綱

(補助対象者)

第3条 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象外とする。

(1) 団体の構成員に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が参画していると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が団体の運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 団体の構成員が、自己、当該所属する団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

(4) 団体の構成員が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 団体の構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。